○厚生労働省告示第五百三十四号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第２第２部注射薬中「㊩　イソフェンインスリン水性懸濁注射液」を「イソフェンインスリン40単位１mL水性懸濁注射液」に、「㊩　インスリン亜鉛水性懸濁注射液」を「インスリン亜鉛40単位１mL水性懸濁注射液」に、「㊩　インスリン注射液　20単位1mLバイアル」を「インスリン20単位１mL注射液　20単位1mLバイアル」に、「㊩　インスリン注射液　40単位1mLバイアル」を「インスリン40単位１mL注射液　40単位1mLバイアル」に、「㊩　結晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射液」を「結晶性インスリン亜鉛40単位１mL水性懸濁注射液」に、「㊩　プロタミンインスリン亜鉛水性懸濁注射液」を「プロタミンインスリン亜鉛20単位１mL水性懸濁注射液」に、「㊩　無晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射液」を「無晶性インスリン亜鉛40単位１mL水性懸濁注射液」に改め、同表第５部追補(1)内用薬中「グリメピリド錠１mg「興和テバ」」を「㊩　グリメピリド錠３mg「興和テバ」」に、「グリメピリド錠３mg「興和テバ」」を「㊩　グリメピリド錠３mg「興和テバ」」に改め、同表第６部追補(4)内用薬中「カデメシン錠１mg」を「㊩　カデメシン錠２mg」に、「カデメシン錠２mg」を「㊩　カデメシン錠４mg」に改め、同表第８部追補(4)注射薬中「アルタット注75」を「㊩　アルタット注75」に改める。

○厚生労働省告示第五百三十五号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、平成二十五年三月三十一日までの間、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第五百三十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第１に次のように加える。

1093　ウシ由来弁付人工血管

1094　冠動脈カテーテル交換用カテーテル

1095　中心循環系動静脈カニューレ

○厚生労働省告示第五百三十七号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「及び1086から1090まで」を「、1086から1090まで及び1093から1095まで」に改める。

○厚生労働省告示第五百三十八号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文に次のように加える。

798　ウシ由来弁付人工血管

799　冠動脈カテーテル交換用カテーテル

800　中心循環系動静脈カニューレ

○厚生労働省告示第五百三十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表Ⅱ区分１０７中「経皮的冠動脈形成術用穿刺部止血材料」を「経皮的血管形成術用穿刺部止血材料」に改める。

別表Ⅱ区分１１２(6)を次のように改める。

(6)　デュアルチャンバ（IV型）

①　標準型　1,000,000円

②　ＭＲＩ対応型　1,050,000円

別表Ⅱ区分１１４(2)⑤を次のように改める。

⑤　アブレーション機能付き

ア　標準型　371,000円

イ　接触情報感知機能付き　378,000円

別表Ⅱ区分１１４(2)に次のように加える。

⑦　除細動機能付き　229,000円

別表Ⅸ(1)中「⑤　アブレーション機能付き」を「⑤　アブレーション機能付き　ア　標準型」に改める。

別表Ⅸに次のように加える。

(3)　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の薬事法承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

112　ペースメーカー (6)　デュアルチャンバ（IV型） ②　ＭＲＩ対応型 （薬事法承認番号） 22400BZX00131000	平成24年10月１日から 平成26年３月31日まで	1,080,000円